

## 別紙 1

## 町とPFI事業者（SPC）のリスク分担の基本的な考え方

No	リスクの種類	町	SPC
<b>事業スキームの構築段階</b>			
1	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	(○) 町は右活動に資料提供などで協力	○ 住民説明及び関連する諸費用（会場設営、資料、パンフレット作成等）はSPC負担
2	町民からの浄化槽設置申請数の目標未達		○ ペナルティ条項に基づきSPCにペナルティ発動
3	制度変更等に伴う条例の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○ 国庫補助制度変更等に伴う事業遅延に対しては、インセンティブ・ペナルティ条項発動の弾力的運用、町に起因する契約解除条項などで対応	
4	不可抗力、災害等による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除金をSPCに支払う。	(○) 不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除に伴う一部費用を負担
<b>工事から買取までの段階</b>			
5	設置届・工事完了届等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合はSPCに求償可能	○ SPCが全て責任を負う。
6	工事計画・工事費をめぐる町民とのトラブル処理	トラブルに起因して町が損害を受けた場合はSPCに求償可能	○ SPCが全て責任を負う。
7	工事の実施に伴う町民・近隣とのトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合はSPCに求償可能	○ SPCが全て責任を負う。

8	受益者負担金の不納付	○ 町が全て責任を負う。	
9	工事中の自然災害による設備損壊		○ S P Cが全て責任を負う。 S P Cは保険で対応
<b>買取後、保守点検・法定検査の段階</b>			
1 0	保守点検、法定検査等法定要件に関わるトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合はS P Cに求償可能	○ S P Cが全て責任を負う。
1 1	保守点検、法定検査に関わる機能不全、使用者とのトラブル	トラブルに起因して町が損害を受けた場合はS P Cに求償可能	○ S P Cが全て責任を負う。
1 2	想定外維持管理費用の発生	トラブルに起因して町が損害を受けた場合はS P Cに求償可能	○ 不可抗力災害時以外、S P Cが全て責任を負う。原因者の特定により遡及可・原因者不明の時は機能保証保険利用可。 不可抗力災害時は、契約に基づき、契約解除可
1 3	使用料の不納付	○ 町が全て責任を負う。不納付者の浄化槽の保守点検費用も町が負担	
1 4	インセンティブ・ペナルティ条項をめぐる紛争発生による費用の発生	それぞれで負担。両者の合意に基づき、第三者による裁定	
<b>(資金調達・支払段階)</b>			
1 5	S P Cの破綻、契約解除時における損害の発生	契約解除の原因者側が負担	
1 6	S P Cの破綻、契約解除時における修復費用の発生	○ 町が負担。S P Cに破綻保険への付保を要求	

17	S P Cの破綻、契約解除 時における債権者への支払		○ S P Cが負担。町への遡及は 不可
18	町の買取時期の遅れ・年 度委託費の支払の遅れ	○ 町はS P Cの経過金利負担 等の損害を賠償する	